

令和6年2月29日開会

令和6年第1回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和6年第1回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思いをします。

提案理由の説明に先立ちまして、一言ご報告を申し上げます。

初めに、1月24日午前11時40分ごろ、市中心部の木造千年から柏玉水までの東西約1.6kmにわたって突風が発生いたしました。青森地方気象台は、被害状況や目撃証言などから、突風は風速約50mの竜巻が発生したものと推定されると結論づけました。

この竜巻により、市内では住家3棟が一部損壊したほか、木造中学校では体育館などが破損する被害を受けました。私も翌日に気象台の機動調査班に同行し、被害状況を確認いたしましたが、自然の猛威を痛感させられました。この度の災害では人的被害がなく安堵しているところであります。改めて被害に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

一方、元日に発生した能登半島地震は、明日で2ヶ月となります。この地震による死者は240人を超え、7万棟を超える住宅が被害を受けました。そして、今もなお少なくとも1万人を超える人が避難所や、車中泊での避難生活を余儀なくされています。

本市といたしましても、被災地支援の一助になればと職員を派遣し、義援金箱を設置したところであります。被災地で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、本定例会に提出いたしました専決処分1件、予算案10件、条例案18件、諮問2件の合わせて31件についてご説明申し上げます。

まず、専決処分についてご説明申し上げます。

議案第1号専決処分した「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第9号）」は、国の物価高騰対策に対応した補正であり、住民税均等割のみ課税世帯に10万円を給付する事業、及び住民税非課税世帯の18歳

以下の子ども一人あたり 5 万円を給付する事業費として、早急に措置する必要がありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第 2 号「令和 5 年度つがる市一般会計補正予算（第 10 号）案」は、本年度の事務・事業の精査などにより所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算から 1 億 6,730 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 242 億 2,905 万 8 千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、ご説明いたします。

まず、各款において、事業の完了による減額の補正を行いました。

3 款民生費においては、電気、燃料等の高騰により温泉施設の指定管理料の追加分を計上しました。

6 款農林水産業費においても、農業施設の指定管理料の追加計上のほか、柏農産物加工センター建設にかかる設計業務委託料の追加分を計上しました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

地方交付税のうち普通交付税については再算定により 1 億 6 9 9 万 1 千円を追加したところであります。これにより普通交付税の総額は、9 1 億 4, 2 1 6 万 5 千円となっております。

国・県支出金及び市債におきましては、事業の完了等に伴う補正となっております。

議案第 3 号から議案第 6 号までの令和 5 年度各特別会計及び下水道事業会計の補正予算につきましては、ご審議の際に詳細にご説明を申し上げます。

次に議案第 7 号「令和 6 年度つがる市一般会計予算案」についてご説明申し上げます。

令和 6 年度の当初予算の編成に当たっては、市長就任以来一貫して「人口減少・少子高齢化対策」、「魅力ある農業の推進」及び「子育て・健康づくり対策の

充実」を重点課題とし、予算を編成したところであり
ます。

また、財政規律を堅持し、安定的な財政運営を基本
としながら、限られた財源を効果的に配分するように
努めたところであります。

その結果、一般会計の予算規模は234億6千万円
となり、前年度比13億6千万円の増額、率にして
6.2%の増となっております。

性質別の支出では義務的経費において、人件費は
給与改定及び定年延長制度により微増となり、物件費
においては、物価高騰により經常経費が増加しており
ます。

投資的経費においては、普通建設事業費において、
前年度比4億8,154万1千円の増、率にして19.
3%の増となっております。

それでは、歳出における主なものにつきまして、
款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費においては、高齢者の移動手段確保のた

めのタクシー利用助成事業費のほか、市制施行20周年に向けた各種記念事業費を計上しました。

3款民生費では、しゃりき温泉の建て替えに向けた設計業務委託料、障害のある方の避難行動要支援者名簿のシステム化事業費のほか、難聴者への補聴器購入助成事業費を計上しました。

4款衛生費では、予防接種事業及び市民特別健診事業を継続して行うとともに、新たに拡大新生児スクリーニング検査により4項目の検査を追加する費用の助成、及びがん患者の医療用補正具について対象を拡充するための費用を計上しました。

6款農林水産業費では、つがるブランド農産物でありますメロンの選果システムの更新及びメロンの鮮度保持装置の導入費用、柏農産物加工センター等の建設に伴う造成費用を計上しました。

7款商工費では、買い物弱者を支援するため、移動販売車購入費用及び稲垣・車力地区の巡回販売事業費、物価高騰対策事業として市民一人あたり3千円の

商品券の給付、及びプレミアム付き商品券の事業費について計上しました。

８款土木費では、木造若緑団地の建て替えに民間のノウハウを活用したＰＦＩ事業を導入するための業務委託料を計上しました。

９款消防費では、消防団員の活動服を新基準にあわせて更新するほか、消防庁舎の設備の改修費用を計上しました。

１０款教育費では、「教職員の働き方改革」の一環として、小中学校の電話に留守番電話機能を追加するほか、令和７年度からの３０人学級に対応するため、向陽小学校においては特別教室から普通教室への改修工事費を計上しました。また、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本設計委託料を計上しました。これにより現地ガイダンス施設の建設に向け、さらに一步前進することになります。

次に、歳入の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税につきましては、国の定額減税による減収を見込んだことにより、2,914万7千円減の26億5,461万9千円を計上しました。

なお、定額減税による減収分は地方特例交付金により全額国から補填されることとなっております。

地方交付税については、普通交付税、特別交付税それぞれ1億円の増を見込み、前年度比2億円の増額を計上しました。

寄附金につきましては、ふるさと納税を前年度比6千万円の増額を見込み、総額1億7千万円を計上しました。

繰入金につきましては、19億4,543万4千円を計上し、財源調整のための財政調整基金からの繰入は、8億6,218万2千円となりました。

市債につきましては、防災無線屋外子局の更新工事等により前年度比6億6,450万円増の24億8,720万円を計上しました。

以上が令和6年度一般会計予算の概要であります。

議案第 8 号から議案第 11 号までの令和 6 年度各特別会計及び下水道事業会計予算案につきましては、ご審議の際に、詳細にご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第 12 号「つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案」は、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号「つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及びつがる市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号「つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案」は、市が実施する PFI 事業について、いわゆる PFI 法の趣旨に基づき、事業者の審査等を行う附属機関を設置するものであります。

議案第 15 号「つがる市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案」は、富范地区簡易体育館を富范地区コミュニティセンターの附帯施設として用途変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号「つがる市姉妹都市国際交流基金条例を廃止する条例案」及び議案第 27 号「つがる市市民特別健診事業基金条例を廃止する条例案」は、それぞれの基金残高の全てを取り崩して当該事業に充当したことから、廃止するものであります。

議案第 17 号「つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、感染症防疫作業手当及び徴収手当の支給要件等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号「つがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号「つがる市犯罪被害者等支援条例案」

は、犯罪被害者等の支援に必要な施策を総合的に推進し、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、犯罪被害者等の支援を実施するため、制定するものであります。

議案第 20 号「つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号「つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案」は、菊川コミュニティ消防センターの位置を定めるとともに、条文中の文言を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号「つがる市漁港管理条例及びつがる市漁港環境施設条例の一部を改正する条例案」は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律名に変更があるため、改正を行うものであります。

議案第 23 号「つがる市ライスセンター条例及び

つがる市カントリーエレベーター条例の一部を改正する条例案」は、物価高騰の影響による施設維持費の上昇に伴い、使用料を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号「つがる市有住宅条例の一部を改正する条例案」は、老朽化した市有住宅を用途廃止するため、改正を行うものであります。

議案第 25 号「つがる市手数料条例の一部を改正する条例案」は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案」は、つがる市第 9 期介護保険事業計画に基づく介護保険料の基準額の改定に伴い、当該計画期間における介護保険料率を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号「つがる市ひとり親家庭等医療費給付条例及びつがる市営住宅条例の一部を改正する条例

案」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号「つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、内閣府で定める関係基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

最後に諮問第 1 号及び諮問第 2 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、任期満了となる平田昌子氏、原田正志氏を後任の委員として再び推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

以上、提出議案等の概要についてご説明申し上げましたが、本日提案いたしております議案等のうち、議案第 25 号「つがる市手数料条例の一部を改正する条例案」については、当該条例の施行日が、令和 6 年 3 月 1 日となることから、先議をお願いするものでございます。

議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出議案等の説明といたします。